

平成30年11月28日

各 位

株式会社 秋田銀行

行員の無免許および酒気帯び運転について

株式会社 秋田銀行（頭取 新谷 明弘）におきまして、誠に遺憾ながら当行行員が無免許および酒気帯び運転により有罪判決を受ける事態となりました。

公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関において、このような事件を発生させたことを深く反省いたしますとともに、日頃から当行をご愛顧いただいておりますお客様、地域の皆様ならびに株主の皆様に心からお詫び申し上げます。

当行では、当該行員に対しまして厳正な処分を行うとともに、本件を厳粛に受け止め、コンプライアンスに関する教育を改めて徹底し、再発防止をはかってまいります。

以 上